

□沼津市手数料条例の改正(平成24年7月1日施行)

11 建築関係の許可等申請 1件につき次の表に掲げる額

| | | 区 分 | 手数料の額 |
|--|-----------------|---|----------|
| 建築 確 認 申 請 又 は 計 画 通 知 | 建築物 | 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | 10,000円 |
| | | 床面積の合計が30平方メートルを超え 100平方メートル以内のもの | 18,000円 |
| | | 床面積の合計が100平方メートルを超え 200平方メートル以内のもの | 28,000円 |
| | | 床面積の合計が200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの | 38,000円 |
| | | 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの | 68,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの | 96,000円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの | 210,000円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの | 360,000円 |
| | | 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 660,000円 |
| | 建築設備 | | 18,000円 |
| | 建築設備の計画の変更 | | 10,000円 |
| 小荷物専用昇降機 | | 9,000円 | |
| 小荷物専用昇降機の計画の変更 | | 6,000円 | |
| 工作物 | | 17,000円 | |
| 工作物の計画の変更 | | 9,000円 | |
| 構 造 計 算 適 合 性 判 定 | 詳細判定 (1棟につき) | 適合性判定対象床面積が1,000平方メートル以内のもの | 156,000円 |
| | | 適合性判定対象床面積が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの | 209,000円 |
| | | 適合性判定対象床面積が2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの | 240,000円 |
| | | 適合性判定対象床面積が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの | 318,000円 |
| | | 適合性判定対象床面積が50,000平方メートルを超えるもの | 587,000円 |
| | 再計算 (1棟につき) | 適合性判定対象床面積が1,000平方メートル以内のもの | 107,000円 |
| | | 適合性判定対象床面積が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの | 134,000円 |
| | | 適合性判定対象床面積が2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの | 147,000円 |
| | | 適合性判定対象床面積が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの | 187,000円 |
| | | 適合性判定対象床面積が50,000平方メートルを超えるもの | 319,000円 |
| 中 | 建築物 | 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | 14,000円 |

| | | | |
|--|---|---|----------|
| 間 検 査 の 申 請 又 は 特 定 工 程 完 了 通 知 | 床面積の合計が30平方メートルを超え 100平方メートル以内のもの | | 16,000円 |
| | 床面積の合計が100平方メートルを超え 200平方メートル以内のもの | | 22,000円 |
| | 床面積の合計が200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの | | 30,000円 |
| | 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの | | 50,000円 |
| | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの | | 68,000円 |
| | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの | | 145,000円 |
| | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの | | 204,000円 |
| | 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | | 391,000円 |
| | 建築設備 | | 26,000円 |
| | 小荷物専用昇降機 | | 18,000円 |
| 工作物 | | 20,000円 | |
| 完 了 検 査 の 申 請 又 は 完 了 通 知 | 建築物 | 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | 15,000円 |
| | | 床面積の合計が30平方メートルを超え 100平方メートル以内のもの | 18,000円 |
| | | 床面積の合計が100平方メートルを超え 200平方メートル以内のもの | 24,000円 |
| | | 床面積の合計が200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの | 33,000円 |
| | | 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの | 55,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの | 74,000円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの | 171,000円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの | 244,000円 |
| | | 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 449,000円 |
| | 建築設備 | | 26,000円 |
| 小荷物専用昇降機 | | 18,000円 | |
| 工作物 | | 21,000円 | |
| 減 額 完 了 検 査 の 申 請 又 | 建築物 | 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | 14,000円 |
| | | 床面積の合計が30平方メートルを超え 100平方メートル以内のもの | 16,000円 |
| | | 床面積の合計が100平方メートルを超え 200平方メートル以内のもの | 22,000円 |
| | | 床面積の合計が200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの | 31,000円 |
| | | 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの | 52,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え | 69,000円 |

| | | |
|---|---|----------|
| は 減 額 完 了 通 知 | 2,000平方メートル以内のもの | |
| | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの | 161,000円 |
| | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの | 234,000円 |
| | 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 439,000円 |
| 昇降機 | | 26,000円 |
| 小荷物専用昇降機 | | 18,000円 |
| 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の承認申請 | | 120,000円 |
| 道路内における建築の許可申請 | | 160,000円 |
| 壁面線外における建築の許可申請 | | 160,000円 |
| 用途地域における建築の許可申請 | | 180,000円 |
| 特殊建築物等敷地の許可申請 | | 160,000円 |
| 建築物の延べ面積の特例の許可申請 | | 160,000円 |
| 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合における建築物の建ぺい率の特例の許可申請 | | 33,000円 |
| 建築物の敷地面積の許可申請 | | 160,000円 |
| 建築物の高さの許可申請 | | 160,000円 |
| 日影による建築物の高さの特例の許可申請 | | 160,000円 |
| 特例容積率適用地区における建築物の高さの特例の許可申請 | | 160,000円 |
| 高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例の許可申請 | | 160,000円 |
| 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請 | | 160,000円 |
| 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可申請 | | 160,000円 |
| 都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例の許可申請 | | 160,000円 |
| 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の特例の許可申請 | | 160,000円 |
| 特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例の許可申請 | | 160,000円 |
| 特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ及び構造の特例の許可申請 | | 160,000円 |
| 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例の許可申請 | | 160,000円 |
| 仮設建築物の建築の許可申請 | | 120,000円 |
| 建築物の敷地と道路との関係の建築の許可申請 | | 33,000円 |
| 公衆便所等の道路内における建築の許可申請 | | 33,000円 |
| 道路内における建築の認定申請 | | 27,000円 |
| 建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請 | | 33,000円 |
| 建築物の高さの特例の認定申請 | | 27,000円 |
| 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請 | | 27,000円 |
| 景観地区における建築物の高さの特例の許可申請 | | 160,000円 |
| 景観地区における建築物の壁面の位置の特例の許可申請 | | 160,000円 |
| 景観地区における建築物の敷地面積の特例の許可申請 | | 160,000円 |
| 景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請 | | 27,000円 |
| 地区計画の再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請 | | 27,000円 |

| | | |
|--|--------------------------------|---|
| 地区計画の再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請 | | 160,000円 |
| 地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請 | | 27,000円 |
| 高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請 | | 160,000円 |
| 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請 | | 27,000円 |
| 地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例の認定申請 | | 27,000円 |
| 総合的設計による一団地の建築物の特例の認定申請 | 建築物の数が2である場合 | 78,000円 |
| | 建築物の数が3以上である場合 | 78,000円に建築物の数から2を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた額 |
| 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定申請 | 建築物の数が1である場合 | 78,000円 |
| | 建築物の数が2以上である場合 | 78,000円に建築物の数から1を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた額 |
| 敷地内に広い空地进行する総合的設計による一団地の建築物の特例の許可申請 | 建築物の数が2である場合 | 220,000円 |
| | 建築物の数が3以上である場合 | 220,000円に建築物の数から2を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた額 |
| 既存建築物を前提とした敷地内に広い空地进行する総合的設計による建築物の特例の許可申請 | 建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合 | 220,000円 |
| | 建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合 | 220,000円に建築物（既存建築物を除く。）の数から1を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた額 |
| 同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定申請 | 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合 | 78,000円 |
| | 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合 | 78,000円に建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数から1を減じた数に |

| | | |
|--|--------------------------------|--|
| | | 28,000円を乗じて得た額を加えた額 |
| 同一敷地内認定建築物以外の建築物に関する制限の適用除外に係る許可申請 | 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合 | 220,000円 |
| | 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合 | 220,000円に建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数から1を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた額 |
| 同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可申請 | 建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数が1である場合 | 220,000円 |
| | 建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数が2以上である場合 | 220,000円に建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数から1を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた額 |
| 複数建築物の認定又は許可の取消し申請 | | 6,400円に建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加えた額 |
| 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請 | | 27,000円 |
| 既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定申請 | | 27,000円 |
| 既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請 | | 27,000円 |
| 建築物落下被害防止工事の認定申請 | | 5,200円 |

備考

- 1 建築確認申請又は計画通知の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 完了検査の申請又は完了通知及び減額完了検査の申請又は減額完了通知の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 3 構造計算適合性判定の項の詳細判定及び再計算は、次の場合をいう。
- (1) 詳細判定
当該建築物の構造計算が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第2号に規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を行う場合（同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法により確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）
- (2) 再計算
当該建築物の構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同条第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を行う場合